

「移動販売車支援事業 (KOBE STAR KITCHEN)」における
出店場所の開拓・出店調整等業務委託 仕様書

1 業務目的

飲食業者等の新事業への挑戦を応援するため、チャレンジの場の提供を行う「移動販売車支援事業 (KOBE STAR KITCHEN)」を実施するにあたり、市内における出店場所の開拓・醸成・出店調整等を行う。

2 業務内容

(1) 移動販売車 出店場所の新規開拓

移動販売車のチャレンジの場として、神戸市内の集客が見込める出店場所及び市が指定する区域の開拓に取り組むこと。特に西区・北区を重点地域とし、積極的に開拓すること。

(2) 移動販売車 出店調整

ア. 以下の場所について、土地所有者との交渉・協議や、出店希望者の募集・出店までの一連の調整を行うこと。なお、調整にあたっては、出店場所周辺の安全確保、地域への配慮など適切に対応すること。

- ① (1)で新規開拓した場所及び継続出店している場所
- ② 市が指定する場所 (市有地・民有地問わず)

イ. 出店調整の際は、以下の事業者を優先に配車を行うこと。

- ・市内に事業所を置く事業者
- ・起業3年目以内の事業者
- ・「災害時におけるキッチンカー事業者による炊き出し供給等に関する協定」を締結している事業者 (以下、「締結事業者」という。) ※防災関係イベントにおいては最優先

ウ. 上記①②における出店料については、一律売上の10%とすること。

エ. 上記①②における委託事業者が取得する売上高の一部について、市と委託事業者双方合意の上、別途市の請求に基づき速やかに支払うこと。

オ. 上記①のうち重点地域や②において、売上保証が必要な場合は本市と協議の上、売上保証金額を決定し出店者の確保を図ること。なお、売上保証金額の財源は当事業の委託費の範囲内で20万円程度捻出すること。

カ. 上記①のうち重点地域において、移動販売車の認知向上につながる取り組みを実施すること。

(3) 広報

ア. 当事業で提供する場所、イベント等に出店する移動販売事業者の情報および出店スケジュールの広報について、本市が指定する専用ホームページの運営事業者に対し、毎週指定する曜日までに各所の出店情報を提供すること。

(専用ホームページ：<https://kobe-starkitchen.com/> (KOBE STAR KITCHEN))

なお、情報提供にあたっては、以下のコンテンツを含めること。

- ① 店舗名・出店者名
- ② 提供商品
- ③ 出店場所、出店日時、アクセス、最寄り駅
- ④ 出店者写真（メニュー表、キッチンカー、商品など）
- ⑤ 出店場所ごとの問合せ先
- ⑥ その他本事業を効果的に実施するために必要な情報

イ. 上記以外で、下記の事項を行うこと。

- ・重点地域におけるチラシの制作・印刷、ポスティングの実施
- ・専用ホームページの認知度向上を図る取り組み
- ・その他必要と認めるもの

(4) 「災害時におけるキッチンカー事業者による炊き出し供給等に関する協定」にかかる対応

- ア. 本市が保持している締結事業者の情報について、年1回締結事業者に対し、メールや電話等で確認を実施すること。保持している情報に誤りや更新があった場合は、情報を適宜更新すること。
- イ. 本市が設置した協定に関する申込フォームへの登録があれば、情報の確認を実施すること。その際不備等があれば、応募者へ確認をし、締結に向けた情報の整理を行うこと。
(申込フォーム：<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kitchencar-entryform>)
- ウ. 応募情報が整い次第、応募内容及び応募資格の有無について、本市へ報告すること。

(5) 問い合わせ窓口対応

- ア. 以下の問い合わせに対応すること
 - ・土地オーナーからの移動販売車の出店希望
 - ・移動販売事業者からの当事業で提供する場所への出店希望
 - ・移動販売車での起業に関する相談
 - ・神戸市からのイベント等における出店希望
 - ・(4)協定に関する問い合わせ など
- イ. 問い合わせの内容とその対応について、毎月末、本市に報告すること。

(6) 報告書の提出

- ア. イベント等の出店も含めた出店場所毎の売上金額を毎月1回報告すること。
- イ. 事業終了後、実施事業内容（テキスト、写真、売上等）および総括を記載した事業総括報告書を作成し提出すること。（2026年3月31日締め切り、様式不問。電子データで提出。）なお、必要に応じて事業内容等についての臨時の報告を求める場合がある。

(7) その他

- ア. 事務局体制を確保し、事業実施にあたって本市および関係者との調整を行うこと。委託期間中、月1回程度、本市と定期的な打ち合わせを行うこと。

イ. 事業の実施にあたり、関係法令等を遵守するとともに、必要なリスク管理・安全性の確保を行うこと。

3 本市と受託者の役割分担

本市は、委託契約に基づく事業費負担、移動販売車の出店場所としての市有地の確保および提供を行い、受託者は、「2 業務内容」に記載した事項およびその他業務目的達成に必要な業務を行う。

4 委託契約金額の上限

4,400,000円（消費税・地方消費税含む）

5 委託業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 留意事項

- (1) 本業務により作成された成果物等の著作権および製作物の所有権は、本市に帰属するものとする。
- (2) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。
- (3) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額以外の費用を本市は負担しない。